

国税通則法施行令第三条第二項の規定に基づき国税庁長官が同項に規定する対象者の範囲及び期日を定める件

令和 2年 3月 6日 国税庁告示第1号

施行：令和 2年 3月 6日

改正：なし

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第二項の規定に基づき、次に掲げる法令の規定（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十八条、第四章及び第八章並びに国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の規定を除く。）に基づき税務署長に対して申告、申請、請求、届出その他書類の提出又は納付（その期限が令和二年二月二十七日から同年四月十五日までの間に到来するものに限る。）をすべき個人が行うこれらの行為については、その期限を同月十六日とする。

- 一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税（復興特別所得税を含むものとし、源泉徴収による所得税及び復興特別所得税を除く。）に関する法令の規定（調書の提出に関する規定を除く。）
- 二 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）その他の贈与税に関する法令の規定のうち贈与税に係る部分（調書の提出に関する規定を除く。）
- 三 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他の消費税に関する法令の規定
- 四 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第五条第一項及び第六条の二第一項の規定
